

EPO が異議申立手続の改正を公表（発効日：2016-07-01）

2016年06月27日

特許業務法人
HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

1. はじめに

EPO は、2016 年 6 月 1 日に、異議申立手続に関し改正を行うことを公表しました。ワークフローを最適化することによって、手続の簡略化と早期決定が可能となる（両当事者および公衆にとって法的確実性が確立する）一方、口頭審理の準備／召喚に対応するために当事者がより多くの時間を割くことができるようになることが期待されます。

改正後の手続の**発効日は 2016 年 7 月 1 日**であり、この改正により、EPO は、複雑でない異議申立手続の場合には異議申立期間の満了から **15 ヶ月**の期間（すなわち、特許付与から 24 ヶ月以内）で異議部は決定を下す旨をコメントしています。なお、現行の異議申立手続は、平均で 3.5 年の期間を要すると言われています。

以下に、今回の主な改正内容について説明します。

【全 5 頁】

本件記事に関し、後続するさらなる詳細情報の知得をご希望されるお客様は、下記の担当者までご連絡くださいますよう、お願い申し上げます。
ご不明点・ご質問等がございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

外国専門部長 : 岡部 泰隆（大阪本部在籍）
外国専門部長補佐 : 新井 孝政（大阪本部在籍）
TEL : 06 - 6351 - 4384（代表）
E-Mail : iplaw-osk@harakenzo.com

【免責事項】

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。
当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

当サイトの掲載物は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.